

ジール株式会社 一般事業主行動計画

【女性活躍推進法】

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日（2年間）

2 目標と取組内容

- | |
|--|
| <p>■目標1 計画期間中に「育児休業」の取得状況を以下の通りとする
男性社員：2人以上、取得すること
女性社員：取得率80%以上にすること</p> |
|--|

取組内容（2023年4月1日～）

- ・全社員へ制度周知を実施する
- ・育児休業や短時間勤務制度をより利用しやすいよう見直しを行う
- ・育児休業中の社員へ社内情報を発信（メール等により）する